

議案第 6 1 号

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の許可を受けて行われている埋立て等又は旧条例第 1 2 条第 2 項の規定による命令を受けている埋立て等に係る規制については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる規制が適用される埋立て等に係る土地の区域（以下「規制区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 1 項の許可（法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可があった又は許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は法第 1 6 条第 1 項の許可を受けたときは、これらの許可を受けた日以後、規制区域のうちこれらの許可に係る土地の区域については、前項の規定は、適用しない。
- 4 規制区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第 2 0 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令又は法第 2 0 条第 5 項（法第 2 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、規制区域のうち当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第 2 項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の日前にした行為及び附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

(理由)

本市の全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例により規制される土砂等による土地の埋立て等が神奈川県による規制の対象とされたことに伴い、同条例による当該規制を廃止するため提案するものであります。